



令和4年3月7日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

三上 泉

藤本 弘

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第  
14条の規定により提出します。

## 議第1号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の16  
2.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員  
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、  
同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基  
準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、  
167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」  
という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以  
上となるときは、期末手当は、支給しない。